

短期入所療養介護の報酬・基準について

これまでの議論における主な意見について

- 医療ニーズのある方の受け入れ先として、有床診療所は病床に余裕があるところもあるので、有床診療所の病床を活用できるよう要件を見直してはどうか。
- 介護老人保健施設の短期入所療養介護については、事業所数、利用者数ともに増えており、リハビリテーションの実施割合も伸びているのが現状である。

有床診療所が提供する短期入所療養介護について

論点 1

- 医療ニーズが高い要介護者への支援としてサービス供給量を増やすとともに、地域の医療資源を有効活用する観点から、有床診療所の短期入所療養介護への参入を進めることとしてはどうか。

対応案

- 療養病床を有する病院又は診療所については、短期入所療養介護の基準を全て満たしていることを踏まえ、事務手続きの簡素化の観点から、当該サービスのみなし指定としてはどうか。

<参考>

療養病床を有する病院又は診療所における短期入所療養介護の指定基準

人員基準：医療法に規程する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

設備基準：医療法に規程する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること

- 有床診療所が提供する短期入所療養介護の施設基準のうち、一般病床の有床診療所の施設基準とはされていない「食堂」については、サービスの実態を踏まえ、緩和してはどうか。ただし、食堂を有する事業所との差が生じることから、報酬上のメリハリをつけてはどうか。

短期入所療養介護の概要・基準

短期入所療養介護の基本方針

短期入所療養介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号第141条）

必要となる人員・設備等

短期入所療養介護を行うことのできる施設は次のとおりであり、必要な人員・設備等は、原則としてそれぞれの施設として満たすべき基準による。

- 介護老人保健施設
- 療養病床を有する病院若しくは診療所
- 診療所

※診療所（療養病床を有するものを除く。）においては、以下の要件を満たすこと。

- ・床面積は利用者1人につき6.4㎡とすること
- ・食堂及び浴室を有すること
- ・機能訓練を行うための場所を有すること

有床診療所において短期入所療養介護を利用する際に重要視するサービス

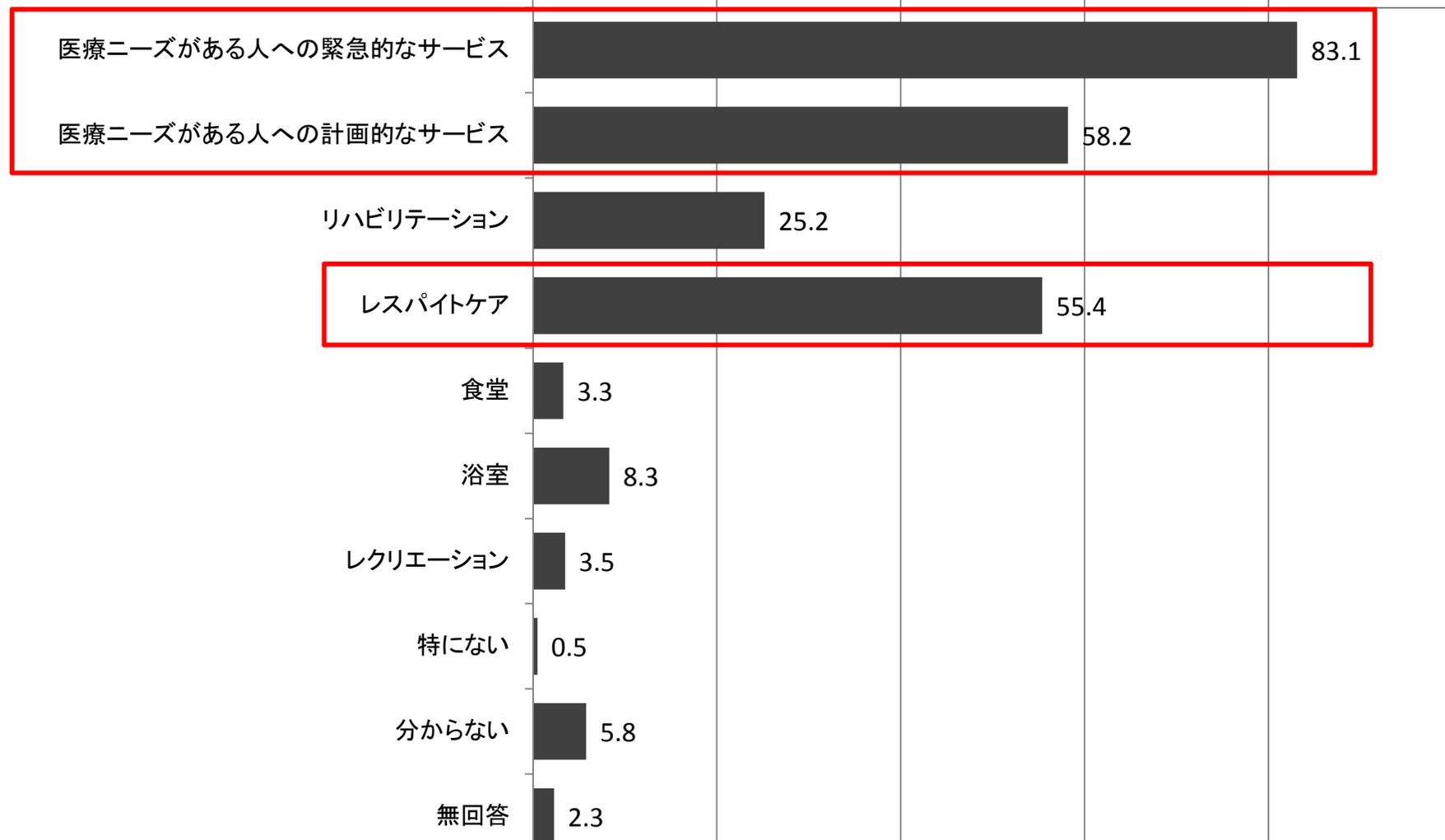
- ケアマネジャーが有床診療所の短期入所療養介護を利用する際に重要視するものは、医療ニーズがある人への緊急的なサービス、医療ニーズがある人への計画的なサービス、レスパイトケアが上位にであった。

〔ケアマネジャーへの調査〕

有床診療所の短期入所療養介護を利用する際に重要視するもの

複数回答 (n=1,319)

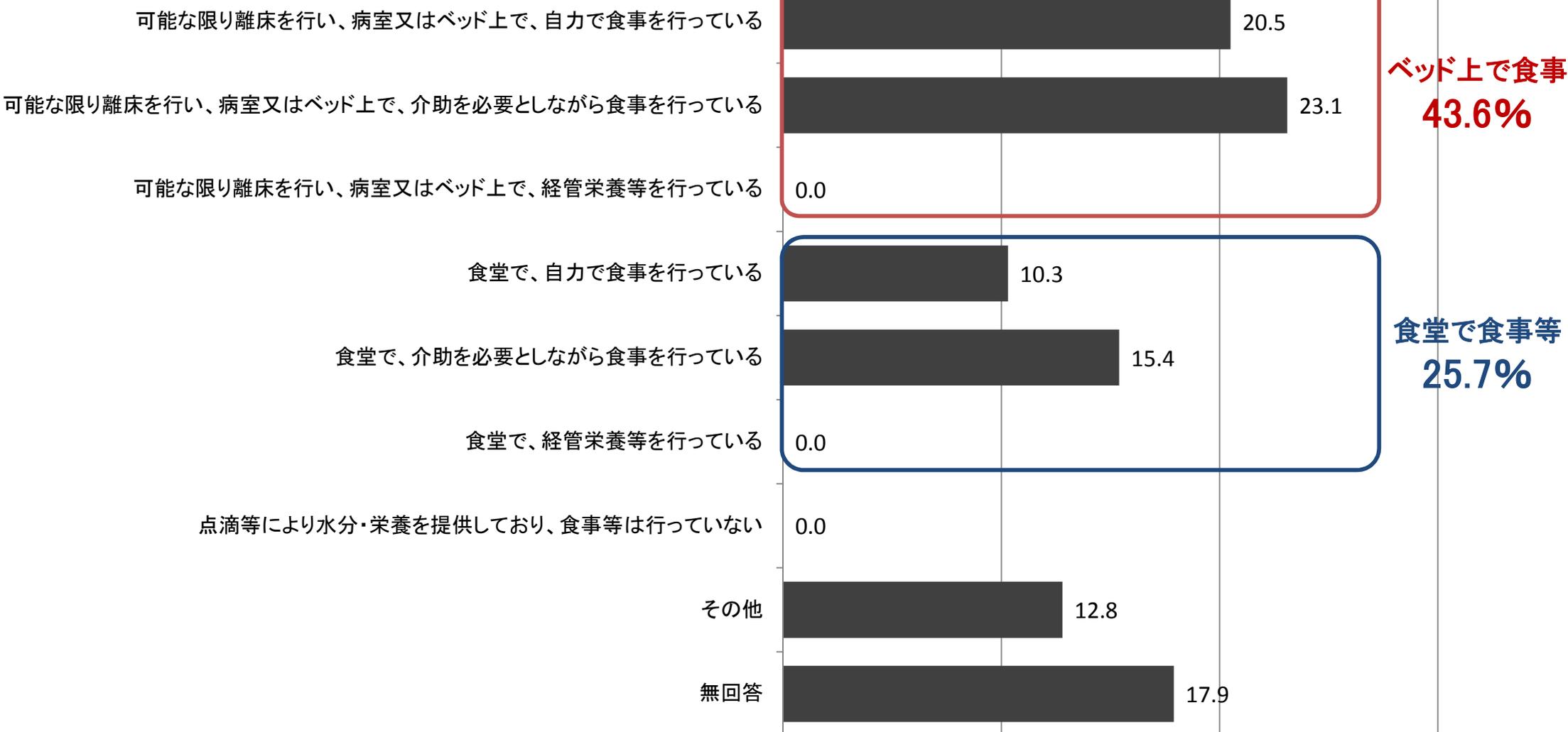
0 20 40 60 80 100 (%)



有床診療所における短期入所療養介護利用者の食事について

- 有床診療所の短期入所療養介護利用者においては、病室又はベッド上で食事を行っている割合は43.6%であった。
- 他方、食堂で食事を行っている割合は25.7%であった。

単数回答 (n=39) 0 10 20 30 (%)



(参考) 有床診療所における短期入所療養介護利用者の入浴等について

○ 有床診療所の短期入所療養介護では、利用者が浴室で入浴等を行っている割合が68.3%であった。

単数回答 (n=39)

